

# 七飯町いじめ防止基本方針

七飯町教育委員会

平成28年2月

(最終改定 令和5年6月)

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあります。

このため、いじめへの対応は、学校における最重要課題であるにとらえ、全ての学校が全力で問題の克服に取り組まなければなりません。

また、児童生徒を取り囲む地域社会の大人一人ひとりが、「いじめは決して許されない」「いじめはどの児童生徒にも、どの学校でも起こりうる」との意識をもち、それぞれが役割と責任を自覚し、社会総がかりでいじめの問題に向い合わなければなりません。

七飯町では、児童生徒の尊厳が尊重される学校づくりを推進するため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号、以下「法」という。）第12条の規定に基づき、七飯町教育委員会（以下「教育委員会」という。）、七飯町立学校、地域社会、家庭その他の関係者が連携し、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ）のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、七飯町いじめ防止基本方針（以下「七飯町基本方針」という。）を定めるものです。

## 目 次

### 第1章 いじめの防止等のための基本的な事項 . . . . . 1～3

#### 1 いじめの定義

#### 2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの防止

(2) いじめの早期発見

(3) いじめへの対処

(4) 地域や家庭との連携

### 第2章 いじめ防止等のための七飯町の対応 . . . . . 4～6

#### 1 いじめ防止等のための七飯町における組織等の設置

(1) 「七飯町いじめ問題対策連絡協議会」の設置

(2) 「七飯町いじめ防止等対策推進委員会」の設置

(3) 「七飯町いじめ問題に関する調査委員会」の設置

#### 2 いじめの防止のために七飯町が実施する施策

(1) いじめの防止

(2) いじめの早期発見

(3) いじめへの対処

(4) 関係機関との連携

(5) 教職員の資質向上・研修の充実

第3章 いじめの防止等のために学校が実施する施策 . . . . . 7～9

1 学校いじめ防止基本方針の策定

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

3 学校におけるいじめ防止等に関する措置

(1) いじめの防止

(2) いじめの早期発見

(3) いじめへの対処

(4) 地域や関係機関との連携

(5) 児童生徒の人間関係形成力やコミュニケーション能力等の育成

(6) 「生命（いのち）の安全教育」の推進

第4章 重大事態への対応 . . . . . 10～12

1 重大事態の報告

2 調査主体の決定

3 重大事態の調査

4 重大事態の再調査及び再調査結果を踏まえた措置

第5章 その他いじめの防止等のための対策に関する事項 . . . . . 13

## 第1章 いじめの防止等のための基本的な事項

### 1 いじめの定義

七飯町基本方針において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

なお、個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとします。

また、いじめには、多様な態様があることから、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定的に解釈されることのないよう、児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するとともに、状況等を客観的に捉える取組を定期的実施することなどが必要です。

### 2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

#### (1) いじめの防止

いじめは決して許されない行為であり、どの児童生徒にも、どの学校でも起こりうる社会全体の課題であるとの共通認識のもと、児童生徒一人ひとりが健やかに成長し、多様性を認め互いに支えあうことができる、安全安心な社会をつくりあげていく視点で取り組むことが重要です。

特に、学校は児童生徒の安全が確保され、安心して通える場であることが大切です。このため、学校の教育活動全体を通じて、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない行為である」ことを理解させるとともに、豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合う態度の醸成や、自己有用感や充実感をもてる学校生活を送れるようにします。

また、地域とのかかわりを積極的に行うため、コミュニティ・スクールの活用など、開かれた学校づくりを推進し、地域ぐるみで子育てを行う意識を高めます。

## (2) いじめの早期発見

いじめを早期に発見し、速やかに解決するためには、学校の組織的な対応が不可欠です。特に早期発見は、命を守り解決を早めるための大きな要因です。

いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こり得るとの前提に立って、教職員だけではなく保護者や地域社会も含めた児童生徒に関わりのあるすべての関係者が、些細な変化に気づき、いじめを認知し、情報を共有し対応していきます。

特に、いじめは教職員や保護者等が見た目で気づきにくい状況で深刻化する場合も多くあることから、どんな些細なことでも軽視することなく、積極的にいじめを認知するように努めます。

## (3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合（いじめが起こり得ると判断した場合を含む）、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導するなど、組織的に対応します。また、家庭への連絡や教育委員会への報告・相談を行い、必要に応じて関係機関と連携して対応します。

このため、学校においては、日頃からすべての教職員がいじめを把握した場合の対処方法について共通理解を深めておくとともに、迅速に組織的な対応ができるよう体制の整備を図ります。

## (4) 地域や家庭との連携

学校は地域コミュニティの拠点です。しかし、児童生徒は生活時間の一部しか学校におらず、それ以外は地域社会や家庭で過ごしています。このため、いじめを防止するためには、地域社会や家庭の役割が非常に大切です。

地域社会は、児童生徒が生活する場であり、社会のルールを学ぶ場であり、成長する場でもあることから、この地域社会の大人の役割は非常に大きなものがあります。大人のする行為は、見られています。大人自身が社会のルールを守ることが、子どもたちの健全育成の第一歩に繋がります。改めて、自らを律し子どもたちの模範となる大人としての振る舞いに努めなければなりません。

家庭にあっては、「いじめは決して許されない行為である」ことを日頃から子どもにしっかりと教えなければなりません。また、子どもがいじめを見たり聞いたりしたら、例え注意する勇気がなくても、見ないふり、知らないふりはせず、すぐに先生や保護者に報告することがとても大事なことであることを理解させなければなりません。

このように「いじめをしない、させない」取組を推進するため、学校だけではなく家庭や地域社会全体で児童生徒を見守り、育みます。しかし、その内容によって警察や児童相談所などの関係機関との適切な連携も重要となることもあることから、日頃から関係機関の担当者との連携を密にし、情報を共有できる体制を構築します。

## 第2章 いじめ防止等のための七飯町の対応

### 1 いじめ防止等のための七飯町における組織等の設置

#### (1) 「七飯町いじめ問題対策連絡協議会」の設置

教育委員会は、法第14条第1項に基づき、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、「七飯町いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置します。

連絡協議会は、学校、PTA、住民団体、地域福祉団体、行政等で構成します。

#### (2) 「七飯町いじめ防止等対策推進委員会」の設置

教育委員会は、法第14条第3項に基づき、連絡協議会との円滑な連携のもとに、いじめ防止等の対策を実効的に行うようにするため、附属機関として「七飯町いじめ防止等対策推進委員会」（以下「推進委員会」という。）を設置します。

推進委員会は、「七飯町基本方針」に基づいたいじめの防止等に係る調査研究等有効な対策を検討するため、専門的な見地から審議を行うほか、法第28条第1項の重大事態の発生時における調査を行います。

第三者機関としての機能を備えるため、学識経験者や専門的知識や経験を有する者等で構成し、公平性や中立性を確保します。

#### (3) 「七飯町いじめ問題に関する調査委員会」の設置

町長は、法第30条第2項の規定に基づき、町長の附属機関として、「七飯町いじめ問題に関する調査委員会」（以下「調査委員会」という。）を設置します。

調査委員会は、教育委員会から法第28条第1項による重大事態に係る調査結果の報告を受け、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があるときは、教育委員会又は学校の調査結果について調査（以下「再調査」という。）を行います。

## 2 いじめの防止のために七飯町が実施する施策

### (1) いじめの防止

- ア 互いの個性や価値観の違いを正しく認め、自他の人格を尊重し合う豊かな感性と実践的態度の育成を図ります。そのために、教育活動全体を通じての道德教育と人権教育の充実を図ります。
- イ 全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、自己有用感や達成感、充実感などを得るための教育活動を支援します。
- ウ 7月をいじめ根絶月間と位置づけ、町民に対し、いじめの防止等に関する啓発を行います。また、1年を通し、様々な機会を通じて啓発に努めます。
- エ インターネット上のいじめに関係する問題については、保護者や学校の知らないところ、見えないところで起こるため、北海道をはじめ関係機関と連携して、防止と適切な指導に努めます。

### (2) いじめの早期発見

- ア 定期的なアンケート調査や面談(教育相談等)を行うなど、児童生徒がいじめを訴えやすい環境を整えます。
- イ いじめに関する相談や通報については、国や北海道が設置している相談窓口情報を周知し、関係機関等との連携を図ります。
- ウ 地域で児童生徒のトラブルやいじめの疑いのある状況を発見した場合には、必ず学校や教育委員会に連絡するよう、日頃から地域住民との協力関係を築きます。

### (3) いじめへの対処

- ア 教育委員会は、いじめの発生について、学校からの報告を受けたときは、必要に応じて当該学校に対し指導・助言を行うとともに必要な措置を講ずることを指示します。また、当該報告事案について疑義があるときは自ら必要な調査を行います。
- イ 関係機関等への相談や通報に対しては、学校と連携し、問題の解決に向けて迅速かつ適切な措置等を講じます。
- ウ 教育委員会は、いじめの状況が一定の限度を超える場合には、被害児童生徒等が安心して授業を受けられるよう、加害児童生徒の保護者に対して、必要な場合は速やかに出席停止の措置等を講じます。
- エ 犯罪行為や重大な被害が生じる恐れがある場合は、被害児童生徒等

に配慮しつつ、警察等関係機関への相談・通報等の対応を取るよう学校に対し指導・助言を行うなど連携して対応します。

#### (4) 関係機関との連携

ア いじめの防止等について、地域と連携して指導と対応ができるよう地域の関係団体等に協力要請を行います。また、学校が行う情報発信について指導・助言を行います。

イ 警察や医療機関、地方法務局、保護司会、人権擁護委員、民生委員児童委員等必要な専門機関といじめの防止等について連携を図ります。

ウ 教育委員会、学校、地域との連携が定期的かつ円滑に図られるよう、コミュニティ・スクールの取り組みを支援します。

エ いじめを受けた児童生徒やいじめを行った児童生徒の進学や進級、転学の際には、児童生徒の個人情報取り扱いに配慮しつつ、当該学校間において、いじめ等に関する指導記録等の引継ぎが確実に行われるよう整備します。

#### (5) 教職員の資質向上・研修の充実

ア いじめは人権侵害です。このため、教職員はいじめの未然防止に努めるとともに、自らが人権を意識し、いじめの防止等に適切に対応できる指導力を身に付けるよう、教職員を対象に定期的な研修・啓発を行います。

イ インターネット上のいじめに関係する問題について、迅速な対処及び適切な指導が行えるよう、教職員研修の充実を図ります。

### 第3章 いじめの防止等のために学校が実施する施策

学校は、いじめの防止等のため、校長の強力なリーダーシップのもと一致協力した体制を確立し、学校の実情に応じた対策を推進することが必要です。

また、いじめを早期に発見できるよう、あらゆる方面から常に情報を収集し、例えその情報が些細に思えるものや不確かなものであっても、特定の職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応することが重要です。

なお、いじめ問題に対する取組を推進していく際には、常に個人情報の取扱いについて配慮することが必要です。

#### 1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、国の基本方針や七飯町基本方針を踏まえ、学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）を策定します。学校基本方針では、いじめの防止等の基本的な方向や取り組みの内容等について定めます。また、策定後は速やかに公表し、保護者、地域社会の理解と協力を得ます。

#### 2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

学校は、法第22条に規定するいじめの防止等の対策に関する措置を実効的に行うための「学校いじめ対策組織」（以下「対策組織」という。）を設置します。対策組織は、学校の管理職や生徒指導主事等複数の教職員等によって構成することを基本とします。なお、新たに組織をつくるのではなく生徒指導上の諸課題に対応する「生徒指導部」等の組織を活用することもあります。これらの組織については、校長のリーダーシップの下、教員と心理や福祉等の専門スタッフとの連携・協働や学校のマネジメントが組織的に行われる体制を整備するとともに、家庭、地域、関係機関等と連携し、いじめの防止等に努めます。

#### 3 学校におけるいじめ防止等に関する措置

##### (1) いじめの防止

教育相談体制の強化と面談等を定期的にも実施するほか、人権教育、道徳教育の充実を図り、「いじめは絶対に許さない」という学校・学級づくりに取り組みます。

また、児童会・生徒会等において校内でのいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、毎朝必ず教室でいじめ防止のメッセージを読み上げる活動、子ども同士で悩みを聞き合う活動等、児童生徒自らがいじめの問題について主体的に学び、いじめを防止するための取組を推進します。

さらに、家庭や地域社会に対し、いじめの防止等の啓発を実施します。

また、学校は情報化社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を育成する情報モラル教育を推進するとともに、インターネット上のいじめに対処する体制を整備します。

## (2) いじめの早期発見

いじめは教職員や保護者等が見た目で気づきにくい状況で深刻化する場合も多くあることから、児童生徒の表情、態度、言葉遣い、持ち物、交友関係などをきめ細かく観察し、どんな些細なことでも軽視することなく、積極的にいじめを認知するように努めます。

あわせて、学校は定期的なアンケート調査や聞き取り調査、教育相談等の実施により、児童生徒や保護者が相談しやすい環境を整え、実態把握に努めます。

なお、日頃からいじめられている児童生徒やいじめ情報を報告した児童生徒に対して、徹底的に守るという姿勢を明確に伝え、安心して報告できる対策を講じます。

## (3) いじめへの対処

いかなる場合でも、学校はいじめられている児童生徒を守るという立場に立って対応します。また、迅速で丁寧に取り組み、いじめをした児童生徒に対しては厳しく適切に対応します。

## (4) 地域や関係機関との連携

学校基本方針に基づく取り組み等について、PTA、地域社会、関係機関に対し積極的に情報発信に努め、いじめの防止等について連携して取り組みます。また、様々な機会に意見や情報の共有を図ります。学校だけで解決することが困難と思われる場合は、警察や児童相談所等の関係機関と積極的に連携を行います。

(5) 児童生徒の人間関係形成力やコミュニケーション能力等の育成  
学校の教育活動全体を通じて、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を行い、児童生徒が望ましい人間関係を構築する能力やコミュニケーション能力の育成を図る取組を充実します。

(6) 「生命（いのち）の安全教育」の推進  
学校の教育活動全体を通じて性暴力防止に向け、児童生徒が性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、「生命（いのち）の安全教育」を推進します。

## 第4章 重大事態への対応

教育委員会又は学校は、いじめによる又はいじめの可能性のある行為等により、重大事態が発生した場合は、次のように対処します。

なお、重大事態とは次のような場合（法第28条第1項）です。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※ 上記の「相当の期間」の目安となる欠席日数は、文部科学省の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義より、年間30日を目安とします。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、教育委員会又は学校の判断により迅速に調査に着手するなど、対処しなければなりません。

### 1 重大事態の報告

学校は、重大事態又はその疑いのある事態が発生した場合には、速やかに教育委員会を通じて、その内容を町長に報告します。

### 2 調査主体の決定

重大事態の調査は、学校又は教育委員会が実施しますが、実施主体は、教育委員会が判断します。

### 3 重大事態の調査

(1) 学校が行う調査は、対策組織を母体として、速やかに実施します。

なお、教育委員会は、その調査について必要な指導や情報提供などの支援を行います。学校による調査では、当該の重大事態への指導と対応や同種の事態や発生の防止につながる結果が得られないと教育委員会が判断した場合や学校の教育活動に支障が生じる恐れがある場合は、附属機関の「推進委員会」によって調査を行います。

(2) 教育委員会又は学校は、被害児童生徒やその保護者に対して、他

の児童生徒や関係者の個人情報に十分配慮した上で、調査によって明らかになった事実関係の情報を適切に提供します。

- (3) 教育委員会又は学校は、調査結果について町長に報告します。その際、(2)の説明結果を踏まえ、被害児童生徒やその保護者が希望する場合は、被害児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて報告します。

#### 4 重大事態の再調査及び再調査結果を踏まえた措置

- (1) 調査結果の報告を受けた町長は、その重大事態への指導と対応や同種の事態の発生の防止に資するため、再調査が必要であると認める場合、「調査委員会」による再調査を行うことができます。

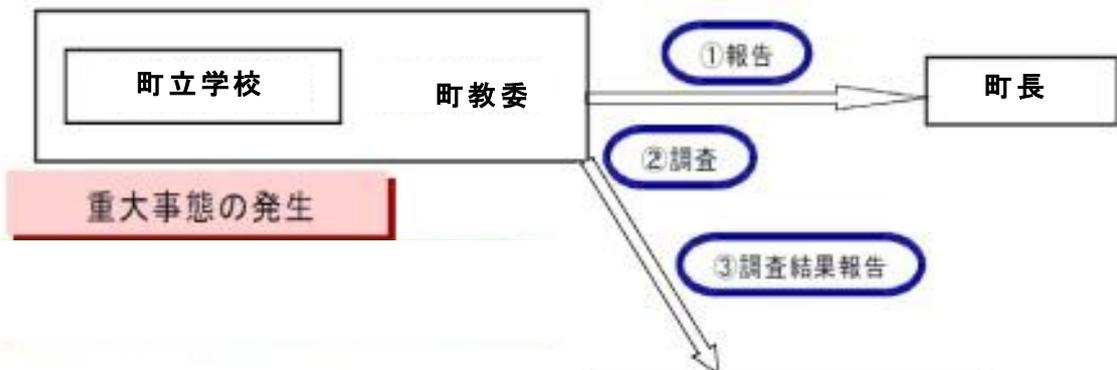
- (2) 再調査を行ったときは、被害児童生徒やその保護者に対し、経過報告を含め、適時・的確に情報提供を行います。

情報提供を行うに当たっては、被害児童生徒や保護者の心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、情報発信時における個人のプライバシー等への配慮に十分留意します。

- (3) 町長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限と責任において当該調査に係る重大事態への対応のために、指導主事や専門家の派遣など必要な支援を行います。また、再調査を行ったときには、町長はその結果を町議会に報告します。なお、個人情報等に対しては必要な配慮を行います。

## 町立学校における対処

### ○ 重大事態の発生と調査



### ○ 町長による再調査



## 第5章 その他いじめの防止等のための対策に関する事項

七飯町は、七飯町基本方針の策定から3年の経過を目途として、国・道の動向も踏まえ、七飯町基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、連絡協議会での議論を踏まえ、必要な措置を講ずるものとします。

教育委員会は、学校基本方針について、それぞれの策定状況を確認するとともに、公表を指示するものとします。また、学校基本方針を見直した場合も同様とします。

附 則

この方針は、平成28年2月2日から施行する。

附 則

この方針は、平成31年2月14日から施行する。

附 則

この方針は、令和5年6月13日から施行する。